

IADC 認定 WellSharp Certificate 取得に関するご案内

1 WellCAP から WellSharp へのコースカリキュラムの主な変更点

IADC による認証が「WellCAP」から「WellSharp」へと変更され、平成 28 年度より、同講習会にて取得できる Certificate は「WellSharp」となっております。

主に海洋でのウェルコントロールにおけるリスク(例えばライザーマージン)やマネジメント(例えばキルプランやブリッジングドキュメント)の考え方が取り込まれています。

主な追加項目は以下のとおりです。

- ・バリア管理／リスク管理の考え方を追加
- ・キック検知と早期対応の向上
- ・掘削作業／リグの種類／役職毎のカリキュラムを構成
- ・シミュレータシナリオを規定
- ・技術的な講義内容の向上(海洋掘削機器、ライザーマージンの概念と計算、ドリル、泥水等)
- ・シミュレータ試験は、グループ評価ではなく、受講者個人別に採点

2 受講条件

「WellCAP」制度では、全ての受講者について受講コースの選択が自由(例えば、初めての方でも上級コース受講が可能)でしたが、「WellSharp」制度では、以下のとおり、受講者の所属する会社(雇用主)及び職種によって受講条件が付されます。

- (1) 職種にあったコースを受講してください。(別紙3 IADC が推奨する各コースの受講対象者参照。)
- (2) 雇用主が掘削コントラクター会社以外(オペレータ会社等)である方
基本的に受講条件はありません。

- (3) 雇用主が掘削コントラクター会社及びサービス会社である方のうち、

Supervisor コースの受講条件例

ア. 過去に IADC あるいはそれ以外の認証機関による中級コース(IADC: Driller、IWCF: Level 3)以上のコースを受け、試験に合格したことがある方:

当該 Certificate コピーの提出により、Supervisor コースを受講いただけます。

なお、Certificate は有効もしくは失効後 12 ヶ月未満であることが条件です。

イ. 上記 ア. に該当しない方(ウェルコントロール講習の受講が初めての方及び職種がコースの受講対象者に該当しない方等):

基本的に段階的なコース受講が求められます。

具体的には、初めての方はまず Introductory コース(弊機構での開設はありません)、それから Driller コース、Supervisor コースと段階を踏んで受講いただくこととなります。Assistant Driller

及び Driller に該当する職種の方は、Driller コースから受講していただくことが原則となります。

ただし、ウェルコントロールに関する十分な知識・経験を有する方は、IADC の誓約書を提出することにより、この限りではありません。詳細はお問い合わせください。

3 試験の実施方法及び Certificate の発行

講座最終日に試験が実施され、試験終了後、講師が採点を行います。正解率が 70%以上であれば合格となり、Certificate を取得できます。「WellSharp」講習では、第三者である試験監督官の立会いがあります。

なお、IADC の指導により、令和 2 年度から、WellSharp カリキュラムに準じた試験問題に改訂します。問題数は 50 問から Driller75 問、Supervisor80 問になります。

合格率向上のため、模擬問題集による受験対策をカリキュラムに加えております。講義時間の制限上、特に上級(Supervisor)コースでは、基礎的な内容を一部割愛して講義を進めますので、ご了承ください。

4 追試の開催および費用

上記 3 の試験の正解率が 70%未満でスコアが 50%~69%の場合、IADC は、講座終了後 45 日以内での追試を 1 回だけ認めております。なお、試験でスコアが 50%未満の場合は、追試を受けられません。初めからフルでコースを再受講していただく必要があります。

追試(正解率 70%以上)で合格すれば IADC 認証 Certificate が発行されます。

追試の開催日及び費用は下記のとおりです。

■追試開催日：別途調整する日(同日には実施できません)

■追試場所：(1)弊機構技術センター(千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2 番 2 号)
(2)弊機構柏崎テストフィールド(講座会場と同じ)

(注)追試受験者と講師の日程等を調整の上、決定いたします。

■追試費用：追試にかかる費用一式を、弊機構より追試受験者の所属会社にご請求させていただきます。(実費精算)

概算費用合計 約 10 万円程度。詳細は担当者までお問い合わせください。

(内訳:講師人件費、試験監督官費用(US\$441.6)、受験料(US\$65))

(2)をご希望の場合、講師の弊機構技術センター⇄柏崎テストフィールド間の旅費及び移動時間分の人件費等が発生しますので、追試受験者にご請求させていただきます。

なお、追試は受講者の希望によるもので強制ではありません。所属会社でご検討の上、各社事務ご担当者から弊機構の受講申し込み担当者まで、お申込みください。

5 Certificate の有効期間

IADC 認定 Certificate は発行日から 2 年間有効です。効力を継続させるためには、更新のため Certificate 取得日から 2 年以内に講座を再度受講して、試験に合格する必要があります。なお、それ以降も効力継続のためには同様に 2 年毎の手続きが必要となります。

6 出席状況に関する指針

- ・受講者がやむを得ない事情により、欠席を認められるのは、4 時間未満です。
- ・欠席した部分は、最終試験前までに補講を完了する必要があります。
- ・コース期間中に補講が受けられない場合は、コース最終日から 45 日以内に補講を受講の上、最終試験を受験することになります。なお、最終試験をコース期間以外に受験される場合は、補講及び試験に係る費用が別途必要になりますので、ご了承ください。
- ・上記を満たさない場合は、コースを最初から受講し直す必要があります。
- ・欠席した部分は、受講記録に記録されます。

7 講習の中断または延期に関する指針

やむを得ない事情(講師の病気、天災、または受講者の事情等)により、弊機構または IADC が講座を中断または延期する場合、

- ・弊機構の講座受講者は、講座の未受講部分を弊機構の講座で継続受講する必要があります。
- ・コース終了日から 45 日以内に未受講部分を継続受講する必要があります。
- ・中断したカリキュラムは、該当章の初めから再開する必要があります。
- ・上記適用の場合は、弊機構は IADC に通知する必要があります。
- ・なお、受講者のご事情により、コースを中断された場合は、受講費用の請求対象とさせていただきますので、ご了承ください。

以上